

付属書 2. EU RoHS指令適用除外項目一覧表

期限切れのものは一部割愛しております
適用場外の最新内容は、必ず下記URLのEuropean CommissionのRoHSホームページでご確認下さい
https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/rohs-directive/rohs-directive-implementation_en
なお、弊社化学物質管理システムのIDをお持ちの方は、そのお知らせにも適用除外の最新内容を掲載しております。
また、以下の表では一部のカテゴリーを次のように略記しております
Cat.8対外医療 :カテゴリー8の体外診断医療機器
Cat.9監視制御 :カテゴリー9の産業用監視及び制御機器
Cat.8.9その他 :カテゴリー8と9の体外診断医療機器または産業用監視及び制御機器以外のサブカテゴリー
カテゴリーの分類は以下の通りです
カテゴリー1. 大型家庭用電気製品
カテゴリー2. 小型家庭用電気製品
カテゴリー3. ITおよびテレコミュニケーション機器
カテゴリー4. コンシューマ機器
カテゴリー5. 照明機器
カテゴリー6. 電動工具
カテゴリー7. 玩具、レジャーおよびスポーツ機器
カテゴリー8. 医療機器
カテゴリー9. 産業用含む、監視及び制御機器
カテゴリー10. 自動販売機
カテゴリー11. 上記カテゴリーに入らないその他の電気電子機器

参照法規制: EU RoHS指令 ANNEX III

No.	除外項目	法規制適用除外期限	納入禁止日 (法規制適用除外期限の6ヶ月前)
1(a)	一般証明用途30W未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり2.5mgを超えない	2023/2/24	既に納入禁止
1(b)	一般証明用途30W以上50W未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり3.5mgを超えない	2023/2/24	既に納入禁止
1(c)	一般証明用途50W以上150W未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり5mgを超えない	2023/2/24	既に納入禁止
1(d)	一般証明用途150W以上/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり15mgを超えない	2023/2/24	既に納入禁止
1(e)	一般証明用途で環状又は角型かつチューブの直径17mm以下/電球型およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり5mgを超えない	2023/2/24	既に納入禁止
1(f)-I	主に紫外線を放射するように設計された電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり5mgを超えない	2027/2/24	2026/8/24
1(f)-II	特殊用途用電球型およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり5mgを超えない	2025/2/24	既に納入禁止
1(g)	20000時間以上の寿命を有する一般証明用途30W未満:3.5mg/バーナー	2023/8/24	既に納入禁止
2(a)(1)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径9mm未満(例 T2)/一般証明用途の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が4mgを超えない	2023/2/24	既に納入禁止
2(a)(2)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径9mm以上17mm以下(例 T5)/一般照明用途の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が3mgを超えない	2023/8/24	既に納入禁止
2(a)(3)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径17mm超28mm以下(例 T8)/一般照明用途の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が3.5mgを超えない	2023/8/24	既に納入禁止
2(a)(4)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径28mm超(例 T12)/一般照明用途の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が3.5mgを超えない	2023/2/24	既に納入禁止
2(a)(5)	3波長形蛍光体を使用した長寿命(25000時間以上)のランプ/一般証明用途の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が5mgを超えない	2023/2/24	既に納入禁止
2(b)(1)	ランプ径28mm超の直管蛍光ハロゲンランプ(例 T10およびT12):10mg/ランプ	2012/4/13	既に納入禁止
2(b)(2)	直管蛍光ランプ以外のハロゲン蛍光体を使用したランプ(径の規定なし):15mg/ランプ	2016/4/13	既に納入禁止
2(b)(3)	直管蛍光ランプ以外の3波長形蛍光体を使用したランプ径17mm超(例 T9)/その他の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が15mgを超えない	2023/2/4	既に納入禁止
	直管蛍光ランプ以外の3波長形蛍光体を使用したランプ径17mm超(例 T9)/その他の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が10mgを超えない	2025/2/24	既に納入禁止
2(b)(4)-I	その他の一般証明用途及び特殊用途(例 電磁誘導灯)/その他の蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が15mgを超えない	EUで審議中	審議結果を受け今後決定
2(b)(4)-II	主に紫外線照射用のランプであってランプ当たりの水銀含有量が15mgを超えない	2027/2/24	2026/8/24
2(b)(4)-III	非常用ランプであって、ランプ当たりの水銀含有量が15mgを超えない	2027/2/24	2026/8/24
3(a)	短尺ランプ(500mm以下)/特殊用途の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ(CCFL及びEEFL)であってランプ当たりの水銀含有量が3.5mgを超えない	2025/2/24	既に納入禁止
3(b)	中尺ランプ(500mm超1500mm以下)/特殊用途の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ(CCFL及びEEFL)であってランプ当たりの水銀含有量が5mgを超えない	2025/2/24	既に納入禁止
3(c)	長尺ランプ(1500mm超)/特殊用途の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ(CCFL及びEEFL)であってランプ当たりの水銀含有量が13mgを超えない	2025/2/24	既に納入禁止

付属書2

4(a)	その他の低圧放電管ランプであってランプ当たりの水銀含有量が ⁶ 15mgを超えない	2023/2/24	既に納入禁止
4(a)-I	ランプの主要スペクトラム出力範囲で紫外線照射が必要な場合に、蛍光コーティングされていない低圧放電管ランプであってランプ当たりの水銀含有量が ⁶ 15mgを超えない	2027/2/24	2026/8/24
4(b)	P(ランプ電力)≤150W/平均演色評価数が ⁶ 80を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が ⁶ 1バーナー当たり16mgを超えない	2027/2/22	2026/8/22
4(b)- I	P(ランプ電力)≤155W/平均演色評価数が ⁶ 60を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が ⁶ 1バーナー当たり30mgを超えない	2023/2/22	既に納入禁止
4(b)- II	155W<P(ランプ電力)≤405W/平均演色評価数が ⁶ 60を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が ⁶ 1バーナー当たり40mgを超えない	2023/2/22	既に納入禁止
4(b)-Ⅲ	405W<P(ランプ電力)/平均演色評価数が ⁶ 60を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が ⁶ 1バーナー当たり40mgを超えない	2023/2/22	既に納入禁止

付属書2

No.	除外項目	法規制適用除外期限	小倉クラッチ株式会社への 部品、材料等の納入禁止日 (法規制適用除外期限の6ヶ月前)
4(c)-I	P(ランプ電力) ≤ 155W/その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり20mgを超えない	2027/2/22	2026/8/24
4(c)-II	155W < P(ランプ電力) ≤ 405W/その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり25mgを超えない	2027/2/24	2026/8/24
4(c)-III	P(ランプ電力) > 405W/その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり25mgを超えない	2027/2/24	2026/8/24
4(d)	高圧水銀(蒸気)ランプ(HPMV)に含まれる水銀	2015/4/13	既に納入禁止
4(e)	金属ハロゲン化物ランプ(MH)に含まれる水銀	2027/2/22	2026/8/22
4(f)-I	本付属書に特に定められていないその他の放電ランプに含まれる水銀	EUで審議中	審議結果を受け今後決定
4(f)-II	2000ルーメンANSI以上の出力が必要なプロジェクトに使用される高圧水銀蒸気ランプ中の水銀	2027/2/24	2026/8/24
4(f)-III	園芸照明のために使われる高圧ナトリウム蒸気ランプ中の水銀	2027/2/24	2026/8/24
4(f)-IV	紫外線照射用ランプ中の水銀	2027/2/24	2026/8/24
4(g)	標識、装飾用または建築用かつ専門家用照明及び光美術品に使用される手工芸的法電灯中の水銀、この場合、水銀含有量は次の通り制限されねばならない (a) 20℃未満の温度にさらされる屋外用途及び屋内用途において、電極1対当たり20mgに管長1cm当たり0.3mgを加算、ただし80mgを超えない (b) その他全ての屋内用途において、電極1対当たり15mgに管長1cm当たり0.24mgを加算、ただし80mgを超えない	2018/12/31	既に納入禁止
5(a)	CRT(ブラウン管、冷極線管)のガラスに含まれる鉛	2016/7/21(Cat.1-7,10) 2021/7/21(Cat.8、9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御、及びCat.11)	既に納入禁止
5(b)	ガラス蛍光管であって鉛含有量が0.2wt%を超えないもの	EUで審議中(Cat.1-7,10) 2021/7/21(Cat.8、9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御、及びCat.11)	審議結果を受け今後決定 (Cat.1-7,10) 既に納入禁止(Cat.8,9,11)
6(a)	機械加工のために合金成分として鋼材中及び亜鉛メッキ鋼板中に含まれる0.35wt%までの鉛	EUで審議中(Cat.8、9,11)	審議結果を受け今後決定 (Cat.8、9,11)
6(a)-I	機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる0.35wt%までの鉛、ホットディップ溶融亜鉛めっき鋼中に重量比0.2%まで含まれる鉛	EUで審議中(Cat.1-7,10)	審議結果を受け今後決定 (Cat.1-7、10)
6(b)	合金成分としてアルミニウムに含まれる0.4wt%までの鉛	EUで審議中(Cat.8、9,11)	審議結果を受け今後決定 (Cat.8、9,11)
6(b)-I	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来するアルミニウムに合金元素として含まれる0.4重量%までの鉛	EUで審議中(Cat.1-7,10)	審議結果を受け今後決定 (Cat.1-7,10)
6(b)-II	機械加工用途のアルミニウムに合金元素として含まれる0.4重量%までの鉛	EUで審議中(Cat.1-7,10)	審議結果を受け今後決定 (Cat.1-7,10)
6(c)	鉛含有量が4wt%以下の銅合金	EUで審議中	審議結果を受け今後決定
7(a)	高融点ハンダに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が85%以上の鉛ベースの合金) (ただし、Annex IIIの24でカバーされる用途を除く)	EUで審議中	審議結果を受け今後決定
7(b)	サーバ、記憶装置、記憶アレキシテム、信号切り替え・送受信・伝達及び電気通信ネットワーク管理用のネットワーク基盤設備向けのはんだに含まれる鉛	2016/7/21(Cat.1-7,10) 2021/7/21(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御、Cat.11)	既に納入禁止
7(c)-I	コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中又はセラミック中に鉛を含む電気電子部品(例 圧電素子)もしくはガラス又はセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品 (ただし、Annex IIIの34でカバーされる用途を除く)	EUで審議中	審議結果を受け今後決定
7(c)-II	定格電圧がAC125VまたはDC250Vまたはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛 (ただし、Annex IIIの7(c)-I、7(c)-IVでカバーされる用途を除く)	EUで審議中	審議結果を受け今後決定
7(c)-III	定格電圧がAC125VまたはDC250V未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	2013/1/1	既に納入禁止
	2013年1月1日より前に上市された電子電気機器のスペアパーツとしての定格電圧がAC125V又はDC250V未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	期限なし	期限なし
7(c)-IV	集積回路、ディスクリート半導体の部品に使われるコンデンサ向けの、ジルコン酸チタン酸鉛(ZPT)をベースにした誘電セラミック材料中の鉛	2021/7/21(Cat.1-7、10) 2021/7/21(Cat.8、9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御、Cat.11)	既に納入禁止

付属書2

8(a)	一括投入混錬コンパウンドベレット成形したサーマルカットオフに含まれるカドミウムとその合金	2012/1/1	既に納入禁止
	2012年1月1日より前に上市された電子電気機器のスペアパーツとしての一括投入混錬コンパウンドベレット成形されたサーマルカットオフに含まれるカドミウムとその化合物	期限なし	期限なし
8(b)	電気接点中のカドミウムとその化合物	EUで審議中(Cat.8.,9,11)	審議結果を受け今後決定(Cat.8.,9,11)

付属書2

No.	除外項目	法規制適用除外期限	小倉クラッチ株式会社への 部品、材料等の納入禁止日 (法規制適用除外期限の6ヶ月前)
8(b)- I	以下の電気接点中のカドミウムとその化合物 ・サーキットブレーカ ・温度制御センサー ・密閉型を除くサーマルモータープロテクター ・交流250V以上で定格電流6A以上、または交流125V以上で定格電流12A以上の交流スイッチ ・直流18V以上で定格電流20A以上の直流スイッチ ・200Hz以上の電源を用いて使用されるスイッチ	EUで審議中(Cat.1-7,10)	審議結果を受け今後決定 (Cat.1-7,10)
9	吸収型冷蔵庫中の炭素鋼冷却システムの腐食防止剤として冷却溶液に含まれる0.75wt%までの六価クロム	2021/7/21(Cat.8.9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御、Cat.11)	既に納入禁止
9(a)- I	電気式ヒータで完全に又は部分的に動作し、連続運転条件で平均入力電力が75W未満の(ミニバーを含む)吸収型冷蔵庫中の炭素鋼冷却システムの腐食防止剤として冷却溶液に含まれる0.75wt%までの六価クロム	2021/3/5(Cat.1-7,10)	既に納入禁止(Cat.1-7,10)
9(a)- II	吸収型冷蔵庫中の炭素鋼冷却システムの腐食防止剤として冷却溶液に含まれる0.75wt%以下の六価クロムで以下に該当するもの ・電気式ヒータで完全にまたは部分的に動作し、連続運転条件で平均使用電力75W以上となるように設計されたもの ・非電気式ヒータで完全に動作するように設計されたもの	EUで審議中(Cat.1-7,10)	審議結果を受け今後決定 (Cat.1-7,10)
9(a)-III	空間および水加熱用のガス吸収式ヒートポンプの炭素鋼製密閉回路の作動流体において防食剤として使われる0.7wt%以下の六価クロム	2026/12/31(Cat.1)	既に納入禁止
9(b)	冷媒管用のベアリング・シェル及びブッシュに含まれる鉛……暖房用、換気用、空調用及び冷凍冷蔵(HVACR)機器のコンプレッサを含む	2018/7/5(Cat.1-7,10) 2021/7/21(Cat.8.9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御、Cat.11)	既に納入禁止
9(b)- I	暖房加熱、換気、空調及び冷凍冷却(HVACR)用途の定格電力9kW以下の冷媒含有密閉式スクロールコンプレッサーに用いるベアリング・シェル及びブッシュ中の鉛	2019/7/21(Cat.1-7,10)	使用不可
11(a)	C-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステムに用いられる鉛	2010/9/24	既に使用禁止
	2010年9月24日より前に上市された電気電子機器のスベアパーツとしてのC-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステムに用いられる鉛	期限なし	期限なし
11(b)	C-プレス・コンプライアント・ピン以外のコネクタシステムに用いられる鉛	2013/1/1	既に使用禁止
	2012年12月31日より前に上市された電気電子機器のスベアパーツとしてのC-プレス・コンプライアント・ピン以外のコネクタシステムに用いられる鉛	期限なし	期限なし
12	熱伝導モジュール形Cリング向けコーティング材料としての鉛	2010/9/24	既に使用禁止
	2010年9月24日より前に上市された電気電子機器のスベアパーツとして使用される熱伝導モジュール形Cリング向けコーティング材料としての鉛	期限なし	期限なし
13(a)	光学機器に使われる白色ガラスに含まれる鉛	EUで審議中	審議結果を受け今後決定
13(b)	フィルタガラスおよび反射標準物質用のガラス中に含まれるカドミウム及び鉛	EUで審議中(Cat.8,9,11)	審議結果を受け今後決定(Cat.8,9,11)
13(b) -(I)	イオン着色光学フィルターガラス類中の鉛	EUで審議中(Cat.1-7,10)	審議結果を受け今後決定(Cat.1-7,10)
13(b) -(II)	ストライキング光学フィルターガラス中のカドミウム (ただし、Annex IIIの39でカバーされる用途は除く)	EUで審議中(Cat.1-7,10)	審議結果を受け今後決定(Cat.1-7,10)
13(b) -(III)	反射率標準用に用いられる釉薬中のカドミウムと鉛	EUで審議中(Cat.1-7,10)	審議結果を受け今後決定(Cat.1-7,10)
14	マイクロプロセッサのピンおよびパッケージ間の接合用に用いる、2種類超の元素で構成されているはんだに含まれる鉛で、その含有量が80wt%超かつ85wt%未満のもの	2011/1/1	既に納入禁止
	2011年1月1日より前に上市された電気電子機器のスベアパーツとしてのマイクロプロセッサのピンおよびパッケージ間の接合用に用いる、2種類超の元素で構成されるはんだに含まれる鉛で、その含有量が80wt%超かつ85wt%未満のもの	期限なし	期限なし
15	集積回路パッケージ(フリップチップ)の内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛	EUで審議中(Cat.8,9,11)	審議結果を受け今後決定 (Cat.8,9,11)
15(a)	下記基準の少なくとも一つが当てはまる集積回路パッケージ(フリップチップ)の内部半導体ダイ及びキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛: ・90ナノメートル以上の半導体テクノロジーノード ・いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが300mm ² 以上 ・300mm ² 以上のダイ、または300mm ² 以上のシリコンのインターポーザーを有するスタック型ダイパッケージ	EUで審議中(Cat.1-7,10)	審議結果を受け今後決定(Cat.1-7,10)
16	ケイ酸塩(silicate)がコーティングされたバルブを有する直管白熱電球の鉛	2013/9/1(Cat1-7,10)	既に納入禁止(Cat.1-7,10)
17	プロフェッショナル向け複写用途に使用される高輝度放電(HID)ランプ中の、放射媒体としてのハロゲン化鉛	2016/7/21(Cat.1-7,10) 2021/7/21(Cat.8.9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御、Cat.11)	既に納入禁止

付属書2

18(a)	SMS($(\text{Sr}, \text{Ba})_2\text{MgSi}_2\text{O}_7:\text{Pb}$)等の蛍光体を含む、ジアゾ印刷複写、リソグラフィ、捕虫器、光化学、硬化処理用の専用ランプとして使用される放電ランプの蛍光体の付活剤としての鉛(重量比1%以下の鉛)	2011/1/1(Cat.1-7,10)	既に納入禁止(Cat.1-7,10)
-------	--	----------------------	--------------------

付属書2

No.	除外項目	法規制適用除外期限	小倉クラッチ株式会社への 部品、材料等の納入禁止日 (法規制適用除外期限の6ヶ月前)
18(b)	BSP($\text{BaSi}_2\text{O}_5\text{:Pb}$)等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比1%以下)	EUで審議中(Cat.1-7,10) EUで審議中(Cat.8,9その他、Cat.11) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御)	審議結果を受け今後決定(Cat.1-7,10) 審議結果を受け今後決定(Cat.8,9その他、Cat.11) 既に納入禁止(Cat.8体外医機、Cat.9監視制御)
18(b)-I	医療用光療法機器に使用されるBSP($\text{BaSi}_2\text{O}_5\text{:Pb}$)等の蛍光体を含む放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比1%以下) (ただし、Annex IVの34でカバーされる用途を除く)	EUで審議中(Cat.5,8)	審議結果を受け今後決定(Cat.5,8)
19	非常にコンパクトな省エネルギーランプ(ESL)における、主アマルガムとしての特定の組成物 PbBiSn-Hg 及び PbInSn-Hg 、ならびに補助アマルガムとしての PbSn-Hg の鉛	2011/6/1(Cat.1-7,10)	既に納入禁止(Cat.1-7,10)
20	液晶ディスプレイ(LCD)に使用される平面蛍光ランプの前部および後部基板を接合するために使用されるガラスの中の酸化鉛	2011/6/1(Cat.1-7,10)	既に納入禁止(Cat.1-7,10)
21	ホウケイ酸ガラスやソーダライムガラス等へのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛およびカドミウム	2020/2/29(Cat.1-7,10、ただしAnnex IIIの21(a)~21(c)でカバーされる用途を除く) 2021/7/21(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御、Cat.11)	既に納入禁止
21(a)	電気電子機器のディスプレイおよびコントロールパネル中に設置される照明用途のコンポーネントとして使用される、フィルター機能を提供する色プリントガラスに使用される際のカドミウム (ただし、Annex IIIの21(b)と39でカバーされる用途を除く)	2021/7/21(Cat.1-7,10)	既に納入禁止(Cat.1-7,10)
21(b)	ホウケイ酸塩およびソーダライムガラスのようなガラス上へのエナメル塗布用の印刷インキ中のカドミウム (ただし、Annex IIIの21(a)と39でカバーされる用途を除く)	2021/7/21(Cat.1-7,10)	既に納入禁止(Cat.1-7,10)
21(c)	ホウケイ酸ガラス以外のガラス上へのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛	2021/7/21(Cat.1-7,10)	既に納入禁止(Cat.1-7,10)
23	2010年9月24日以前に上市された電気電子機器のスペアパーツとして使用されるピッチが0.65mm以下の微細ピッチコンポーネントの仕上げ処理が施された部位に含まれる鉛	—	既に納入禁止 (本項目は従来ランク指針で禁止していたため、スペアパーツでも使用を認めない)
24	機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛	EUで審議中	審議結果を受け今後決定
25	構造要素に用いられる表面伝導電子エミッタ表示板(SED)に含まれる酸化鉛。特に、シールフリット、フリットリングに含まれる酸化鉛	2016/7/21(Cat.1-7,10) 2021/7/21(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御、Cat.11)	既に納入禁止
26	ブラックライトブルー(BLB)ランプのガラス筐体に含まれる酸化鉛	2011/6/1(Cat.1-7,10)	既に納入禁止(Cat.1-7,10)
29	理事会指令69/493EECの付属書 I (カテゴリ1、2、3および4)で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛	EUで審議中(Cat.1-7,10,11) 2021/7/21(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御)	審議結果を受け今後決定(Cat.1-7,10,11) 既に納入禁止(Cat.8,9)
30	音圧レベル100dB(A)以上の高耐久カスプーカの変換器のボイスコイルに直付けされる導電体の電気的/機械的なはんだ接合部のカドミウム合金	2016/7/21(Cat.1-7,10) 2021/7/21(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御、Cat.11)	既に納入禁止
31	水銀を含有しない薄型蛍光ランプ(たとえば、液晶ディスプレイや、デザイン用または工業用照明に用いられるもの)に使用されるはんだ材の中の鉛	2016/7/21(Cat.1-7,10) 2021/7/21(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御、Cat.11)	既に納入禁止
32	アルゴン・クリプトンレーザ管のウインドウ組立部品を形成するために用いられるシールフリットの酸化鉛	EUで審議中(Cat.1-7,10、Cat.8,9その他、Cat.9監視制御) 2024/7/21(Cat.11)	審議結果を受け今後決定(Cat.1-7,10、Cat.8,9その他、Cat.9監視制御) 既に納入禁止(Cat.8体外医機、Cat.11)
33	電力変圧器用の直径100ミクロン以下の細径銅線のはんだ付け用のはんだ中の鉛	2016/7/21(Cat.1-7,10) 2021/7/21(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御、Cat.11)	既に納入禁止
34	サーメット(陶性合金)を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛	EUで審議中	審議結果を受け今後決定

付属書2

No.	除外項目	法規制適用除外期限	小倉クラッチ株式会社への 部品、材料等の納入禁止日 (法規制適用除外期限の6ヶ月前)
37	ホウ酸亜鉛ガラス基板上に形成する高電圧ダイオードのめっき層中の鉛	2021/7/21(Cat.10-7,10) 2021/7/21(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御、Cat.11)	既に納入禁止
38	酸化ベリリウムと接合するアルミニウムに使われる、厚膜ペースト中のカドミウムおよび酸化カドミウム	2016/7/21(Cat.1-7,10) 2021/7/21(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御、Cat.11)	既に納入禁止
39	イルミネーションまたはディスプレイ・システム用途の色変換Ⅱ-VI族化合物半導体LED(発光領域 mm^2 あたりのカドミウム $<1\mu\text{g}$ に含まれるカドミウム	2018/11/20	既に納入禁止
39(a)	ディスプレイ照明用途のダウンシフトカドミウム系半導体ナノクリスタル量子ドット中のセレン化カドミウム(ディスプレイスクリーン面積 1mm^2 当たり $0.2\mu\text{g}$ 未満のカドミウム)	2025/11/21	既に納入禁止
39(b)	ディスプレイおよび投影用途に使用されるLED半導体チップ上に直接積層されるダウンシフト半導体ナノクリスタル量子ドット中のカドミウム(LEDチップ表面積 1mm^2 あたり $5\mu\text{g}$ 未満)でデバイス当たり最大 1mg	2027/12/31	2027/6/30
40	業務用オーディオ機器に使用されるアナログオプトカブラ用フォトレジスタ中のカドミウム	2013/12/31	既に納入禁止
41	電気電子構成部品のはんだおよび端子処理部分、並びに点火用モジュールおよびその他の電気電子的エンジン制御システムに用いるプリント配線基板の仕上げ処理部分中において、技術的理由から携帯式の燃焼機関(欧州会議および理事会指令97/68/ECのクラスSH:1、SH:2、SH:3)のクランクケースまたはシリンダー上に直接、またはそれらの内部に取り付けられねばならないものに含まれる鉛	2022/3/31(Cat.1-7,10,11) 2021/7/21(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御)	既に納入禁止
42	非公道業務用機器に用いられるディーゼルエンジンまたは気体燃料エンジンのベアリング及びブッシュ中の鉛であって以下に該当するもの: — エンジンの総排気量が15リッター以上、または — エンジンの総排気量が15リッター未満で且つ、それがスタート信号の発生から全負荷状態までの時間が10秒未満で機能するか、若しくは採掘、建設現場及び農業用途のような定期的なメンテナンスが典型的に必要な、過酷で汚れた屋外環境での使用ができるよう設計されているもの(ただし、AnnexⅢの6(c)でカバーされる用途を除く)	EUで審議中(Cat.11)	審議結果を受け今後決定(Cat.11)
43	消費者による使用のみを目的としない機器での使用向けに設計されたエンジンシステムのゴム部分に含まれるフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)であって、可塑化された物質が人の粘膜と接触したり、ヒトの皮膚と長時間接触したりすることがなく、且つフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)の濃度が以下のもの: (a)以下のゴムで30重量%を超えないもの (i)ガスケットコーティング (ii)個体ゴム製ガスケット (iii)電気、機械、または油圧エネルギーを使用して作業を行う少なくとも3つのコンポーネントのアセンブリに含まれ、エンジンに取り付けられているゴム製コンポーネント。 (b)(a)で言及されていないゴム含有成分のゴムで10重量%を超えないもの なお、このエントリの目的から、「人間の皮膚との長時間の接触」とは、1日あたり10分を超える継続的な接触、または30分間にわたる断続的な接触を意味する。	2024/7/21(Cat.11)	既に納入禁止
44	プロフェッショナル向けに設計されているが、非プロフェッショナル・ユーザーも使用する、操作中に固定位置で使われる危機に取り付けられている、欧州会議および理事会の規則(EU)2016/1628の範囲内のセンサー、アクチュエーター、および燃焼エンジンのエンジン制御ユニットのはんだに含まれる鉛	EUで審議中(Cat.11)	審議結果を受け今後決定(Cat.11)
45	土木工事(専門家)用の爆発物における電気・電子式起爆剤用途でのアジ化鉛(Ⅱ)、ステフニン酸鉛、ピクリン酸鉛、オレンジ鉛(四三酸化鉛)、二酸化鉛、及び土木工事(専門家)用の爆発物における電気式起爆剤中の長時間火工品延時薬用途でのクロム酸バリウム	EUで審議中(Cat.11)	審議結果を受け今後決定(Cat.11)
46	電気・電子機器用の窓やドアに使用される、ポリ塩化ビニル廃棄物から生成される混合物を含むプラスチック構成品に含まれるカドミウムおよび鉛で、回収された硬質PVC材料中の濃度は、カドミウムで0.1重量%、鉛で1.5重量%を超えないこと。	2028/5/28(cat.11)	2027/11/28

参照法規制: EU RoHS指令 ANNEX IV

No.	除外項目	法規制適用除外期限	納入禁止日 (法規制適用除外期限の6ヶ月前)
1	電離放射線検出器に含まれる鉛、カドミウムおよび水銀	EUで審議中(Cat.8,9その他、Cat.9監視制御) 2023/7/21(Cat.8体外医機)	審議結果を受け今後決定(Cat.8,9その他、Cat.9監視制御) 既に納入禁止(Cat.8体外医機)
2	X線管の鉛ベアリング	EUで審議中(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御)	審議結果を受け今後決定(Cat.8,9その他) 既に納入禁止(Cat.8体外医機、Cat.9監視制御)
3	電磁放射線増幅デバイス(マイクロチャンネルプレート、キャピラリプレート)に含まれる鉛	EUで審議中(Cat.8,9)	審議結果を受け今後決定(Cat.8,9)
4	X線管およびイメージ増幅管のガラスフリットに含まれる鉛およびガスレーザーの組み立て用および電磁放射を電子に変換する真空管用のガラスフリットバインダーに含まれる鉛	2021/7/21(Cat.8、9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) EUで審議中(Cat.9監視制御)	既に納入禁止(Cat.8、9その他) 既に納入禁止(Cat.8体外医機) 審議結果を受け今後決定(Cat.9監視制御)
5	電離放射線の防護に用いられる鉛	EUで審議中(Cat.8,9その他、Cat.9監視制御) 2023/7/21(Cat.8体外医機)	審議結果を受け今後決定(Cat.8,9その他、Cat.9監視制御) 既に納入禁止(Cat.8体外医機)
6	X線試験物体に含まれる鉛	2021/7/21(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御)	既に納入禁止
7	ステアリン酸鉛X線力回析結晶	2021/7/21(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御)	既に納入禁止
8	ポータブル蛍光X線分光器に用いられるカドミウム放射性同位体センサ、検出器および電極	2021/7/21(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御)	既に納入禁止
1a	イオン選択電極(pH電極のガラスを含む)に含まれる鉛とカドミウム	EUで審議中(Cat.8,9)	審議結果を受け今後決定(Cat.8,9)
1b	電気化学酸素センサの鉛陽極	EUで審議中(Cat.8,9その他、Cat.9監視制御) 2023/7/21(Cat.8体外医機)	審議結果を受け今後決定(Cat.8,9その他、Cat.9監視制御) 既に納入禁止(Cat.8体外医機)
1c	赤外線検出器に含まれる鉛、カドミウムおよび水銀	EUで審議中(Cat.8,9)	審議結果を受け今後決定(Cat.8,9)
1d	基準電極に含まれる水銀(塩化水銀(Ⅰ)、硫化水銀、酸化水銀)	2021/7/21(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御)	既に納入禁止
9	ヘリウム-カドミウムレーザーに含まれるカドミウム	2021/7/21(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) EUで審議中(Cat.9監視制御)	既に納入禁止(Cat.8,9その他) 既に納入禁止(Cat.8体外医機) 審議結果を受け今後決定(Cat.9監視制御)
10	原子吸光分光器のランプに含まれる鉛とカドミウム	2021/7/21(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) EUで審議中(Cat.9監視制御)	既に納入禁止(Cat.8,9その他) 既に納入禁止(Cat.8体外医機) 審議結果を受け今後決定(Cat.9監視制御)
11	MRI の超伝導体および熱伝導体として用いられる合金に含まれる鉛	EUで審議中(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御)	審議結果を受け今後決定(Cat.8,9その他) 既に納入禁止(Cat.8体外医機、Cat.9監視制御)
12	MRI、SQUID、NMR(核磁気共鳴)及びFTMS(フーリエ変換質量分析器)検出器の超電導磁気回路の金属接合に用いられる鉛とカドミウム	EUで審議中(Cat.8,9その他、Cat.9監視制御) 2021/6/30(Cat.体外医機)	審議結果を受け今後決定(Cat.8,9その他、Cat.9監視制御) 既に納入禁止(Cat.8体外医機)
13	カウンターウエイトに用いる鉛	EUで審議中(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御)	審議結果を受け今後決定(Cat.8,9その他) 既に納入禁止(Cat.8体外医機、Cat.9監視制御)
14	超音波トランスデューサの圧力単結晶材料に含まれる鉛	EUで審議中(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御)	審議結果を受け今後決定(Cat.8,9その他) 既に納入禁止(Cat.8体外医機、Cat.9監視制御)
15	超音波トランスデューサの接合に用いるはんだに含まれる鉛	EUで審議中(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御)	審議結果を受け今後決定(Cat.8,9その他) 既に納入禁止(Cat.8体外医機、Cat.9監視制御)
16	モニタリング装置および制御装置に用いる超高精密キャパシタンス/損失測定ブリッジ、高周波RFスイッチおよびリレーに含まれる水銀で、スイッチまたはリレーで1個あたり20mgを超えないもの	2021/7/21(Cat.8、9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御)	既に納入禁止
17	ポータブル除細動器のはんだに含まれる鉛	EUで審議中(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御)	審議結果を受け今後決定(Cat.8,9その他) 既に納入禁止(Cat.8体外医機、Cat.9監視制御)
18	波長8〜14 μmの赤外線を検出する高性能赤外線映像装置のはんだに含まれる鉛	EUで審議中(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御)	審議結果を受け今後決定(Cat.8,9その他) 既に納入禁止(Cat.8体外医機、Cat.9監視制御)
19	LCoSディスプレイに含まれる鉛	2021/7/21(Cat.8,9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御)	既に納入禁止

付属書2

20	X線測定フィルタに含まれるカドミウム	EUで審議中(Cat.8、9その他) 2023/7/21(Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御)	審議結果を受け今後決定(Cat.8、9その他) 既に納入禁止(Cat.8体外医機、Cat.9監視制御)
21	X線画像用イメージインテンシファイア中の蛍光コーティング中のカドミウム	2019/12/31	既に納入禁止
	2020年1月1日より前にEU市場に上市されたX線システム用スペアパーツ中の蛍光コーティング中のカドミウム	制限なし	制限なし
22	CTとMRI で使用される定位ヘッドフレーム中、及びガンマ線と粒子線治療装置用の位置決めシステム中に用いられる酢酸鉛マーカー	2021/6/30	既に納入禁止
23	電離放射線にさらされる医療機器のベアリング及び磨耗表面に対する合金要素としての鉛	2021/6/30	既に納入禁止
24	X線イメージインテンシファイア中のアルミニウムと鉄を真空機密接合するための鉛	2019/12/31	既に納入禁止
25	通常稼動及び保管条件が-20℃を下回る温度で恒久的に使用される、非磁性コネクタを必要とするピンコネクタシステムの表面コーティング中の鉛	2021/6/30	既に納入禁止
No.	除外項目	法規制適用除外期限	小倉クラッチ株式会社への 部品、材料等の納入禁止日 (法規制適用除外期限の6ヶ月前)
26	通常稼動及び保管条件が-20℃を下回る温度で恒久的に使用される、 (a)プリント基板のはんだ (b)電気電子部品の終端コーティング及びプリント基板のコーティング (c)電線とケーブルの接続用はんだ (d)変換器とセンサーの接続用はんだに含まれる鉛 -150℃を下回る温度で定期的に使われるように設計されている装置の温度測定センサーへの電気接続用はんだに含まれる鉛	EUで審議中(Cat.8.9その他、Cat.9監視制御) 2021/6/30(Cat.8体外医機)	審議結果を受け今後決定(Cat.8.9その他、Cat.9監視制御) 既に納入禁止(Cat.8体外医機)
27	・はんだ、 ・電気電子部品およびプリント回路基板の端子コーティング、 ・電線の接続部、シールド、密閉型コネクタ、 に含まれる鉛であって以下で使用されるもの (a)この範囲内での使用を意図して設計された患者モニターを含む、医療磁気共鳴画像装置中の磁気アイソセンターの半径1m以内の磁場内、または (b)粒子線治療で利用されるサイクロトロン磁石の外表面及びビーム輸送・ビーム方向制御用磁石から1m以内の磁場内で使用されるもの (c)2022年9月23日以前に初めて本モデルの適合宣言が発行されたMRI非一体型コイル、または (d)医療用磁気共鳴画像装置において磁石のアイソセンタを中心とする半径1mの球内の磁場で使用され、2024年6月30日より前に初めて適合宣言が発行された一体型コイルを含むMRI装置	2023/2/28 2027/6/30	既に納入禁止 2026/12/30
28	テルル化カドミウム及びテルル化亜鉛カドミウムのデジタル配列検出器をプリント基板に実装するためのはんだの中の鉛	2017/12/31	既に納入禁止
29	医療機器(カテゴリ8)及び/または産業用監視制御機器のクライオクーラーの冷却ヘッド及び/またはクライオクーラーで冷却された低温プローブ及び/またはクライオクーラーで冷却された等電位ボンディングシステム中で使用される超伝導体又は熱伝導体としての合金中の鉛	EUで審議中(Cat.8.9その他) 2021/6/30(Cat.8体外医機、Cat.9監視制御)	審議結果を受け今後決定(Cat.8.9その他) 既に納入禁止(Cat.8体外医機、Cat.9監視制御)
30	X線イメージインテンシファイアにおいて光電陰極を作製するために用いられるアルカリディスプレイ中の六価クロム 2020年1月1日より前にEU市場に上市されたX線システム用スペアパーツ中の光電陰極を作製するために用いられるアルカリディスプレイ中の六価クロム	2019/12/31 制限なし	既に納入禁止 制限なし
31a	医療機器や電子顕微鏡とその付属品から回収され、修理または改修に使われるスペアパーツ中の鉛、カドミウム及び六価クロム、PBDE。ただし、再利用が監視可能なクローズドループのB to B返却システムにおいて起こり、かつ、その再利用が消費者に通知されることを条件とする。	EUで審議中(Cat.8.9その他、Cat.8体外医機) 2024/7/21(Cat.9監視制御)	審議結果を受け今後決定(Cat.8.9その他、Cat.8体外医機) 既に納入禁止(Cat.9監視制御)
32	磁気共鳴画像機器に組込まれるボジトロン断層法用検出器及びデータ捕捉装置のプリント基板の上のはんだ中の鉛	2019/12/31	既に納入禁止
33	携帯非常用除細動器を除く、指令93/42/EECクラスⅡa/Ⅱbの移動式医療機器に使用される実装されたプリント基板の上のはんだ中の鉛 — クラスⅡa — クラスⅡb	2016/6/30 2020/12/31	既に納入禁止 既に納入禁止
34	BSP(BaSi ₂ O ₅ :Pb)蛍光体を含む体外循環光療法ランプに使用される放電ランプの蛍光パウダー中の活性剤としての鉛	2021/7/22	既に納入禁止
35	2017年7月22日より前に上市された産業用監視及び制御機器向けの液晶ディスプレイのバックライト用冷陰極管であって水銀含有量がランプあたり5mgを超えないもの	2024/7/21	既に納入禁止
36	産業用監視および制御機器向けとしてC-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステム以外で使用されている鉛 2021年1月1日より前に上市された産業用監視および制御機器用スペアパーツ中のC-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステム以外で使用されている鉛	2020/12/31 制限なし	既に納入禁止 制限なし
37	導電率測定に使用される白金黒めっき処理された白金電極中の鉛であって、次の条件の少なくとも一つが当てはまる場合： (a)未知の濃度を測定するために実験用途で使用される、一桁を超える導電率測定範囲(例えば、0.1mS/mから5mS/mに渡る範囲)を有する広範囲の測定 (b)資料範囲のプラスマイナス1%の精度で、かつ次のいずれかのために電極の高耐腐食性が求められる場合の溶液の測定： (i)酸性度<pH 1の溶液； (ii)アルカリ度>pH 13の溶液； (iii)ハロゲンガスを含有する腐食性溶液； (c)可搬型機器による測定が必要な100mS/mを超える導電率の測定	2025/12/31	既に納入禁止

付属書2

38	CT(コンピューター断層撮影)およびX線システムのX線検出器に使用される、境界面あたり500を超える相互接続を有する広面積積層ダイエレクトロンの1境界面のはんだ中の鉛	2019/12/31	既に納入禁止
	2020年1月1日より前に上市されたCTおよびX線システム用スペアパーツ中の境界面あたり500を超える相互接続を有する広面積積層ダイエレクトロンの1境界面のはんだ中の鉛	制限なし	制限なし
39	装置に用いられるマイクロチャンネルプレート(MCPs)中の鉛であって、少なくとも次の一つの特性が存在する場合: (a)コンパクトサイズの電子またはイオンの検出器であって、検出器のためのスペースが最大3mm/MCP(検出器の厚さプラスMCPの設置スペース)、トータルで最大6mmに限られており、検出器のために多くのスペースを得る代替設計が科学的及び技術的に実用的でないもの。; (b)電子またはイオンの検出のための2次元空間分解能で、少なくとも次の一つが当てはまる場合: (i)応答時間が25nsより短い (ii)資料検出エリアが 149mm^2 より広い (iii)増幅率が 1.3×10^5 より大きい (c)電子またはイオンの検出応答時間が5nsより短い; (d)電子またはイオンの検出のための資料検出エリアが 314mm^2 より広い; (e)増幅率が 4.0×10^7 より大きい	EUで審議中(Cat.8,9)	審議結果を受け今後決定(Cat.8,9)
No.	除外項目	法規制適用除外期限	小倉クラッチ株式会社への 部品、材料等の納入禁止日 (法規制適用除外期限の6ヶ月前)
40	産業用監視および制御機器向けの、定格電圧がAC125VまたはDC250V未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	2020/12/31	既に納入禁止
	2021年1月1日より前に上市された産業用監視および制御機器用スペアパーツ中の定格電圧がAC125VまたはDC250V未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	制限なし	制限なし
41	血液、他の液体、体内ガス分析のために体外診断用医療機器で使われる電流、電位差、導電率の電気化学的センサ中の主成分素材として使われるポリ塩化ビニル(PVC)中の熱安定剤としての鉛	2022/3/31	既に納入禁止
41a	全血中のクレアチニンと血中尿素窒素を分析するための体外診断用医療機器に使用されるアンペロメトリック、ポテンシオメトリック、コンダクティメトリック電気化学センサーの基材として使用されるポリ塩化ビニル(PVC)中の熱安定剤としての鉛。	2023/12/31(Cat.8)	既に納入禁止
42	高周波(>50MHz)モードで運転可能な血管内超音波画像処理システムで使われる電気回転コネクタ中の水銀	EUで審議中(Cat.8,9その他)	審議結果を受け今後決定(Cat.8,9その他)
43	10ppm未満の感度が要求される産業用監視・制御装置で使用する酸素センサのためのエルシュセル(ハーシュセル)中のカドミウムアノード	2023/7/15	既に納入禁止
44	電離放射線被ばくが 100Gy/時 を超えて総線量が 100kGy を超える環境で使用される、中心解像度が 450TV ラインを超えるカメラ用に設計された耐放射線性撮像管内のカドミウム	2027/3/31(Cat.9その他、Cat.9監視制御)	2026/9/30(Cat.9その他、Cat.9監視制御)
45	体液や透析液に依存するイオン性物質のポイントオブケア分析に使用されるイオン選択性電極中のフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	2028/7/21	2028/1/21(Cat.8体外医機)
46	MRI 検出器コイルのプラスチック部品中のフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	EUで審議中(Cat.8体外医機)	審議結果を受け今後決定(Cat.8体外医機)
47	体外診断用医療機器を含む医療機器およびその付属品の修理またはリファーマービッシュのために回収され使用される、スペアパーツ中のフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)およびフタル酸ジイソブチル(DIBP)、ただし、再利用が監視可能なクローズドループのB to B返却システムにおいて起こり、かつ、その再利用が消費者に通知されることを条件とする。	2028/7/21(Cat.8体外医機)	2028/1/21(Cat.8体外医機)
48	ビスマス・ストロンチウム・カルシウム・銅酸化物(BSCCO)超電導ケーブルおよび電線に含まれる鉛、およびこれらの電線への電気接続部に含まれる鉛	2027/6/30	2026/12/30
49	300℃を超える温度および1000barを超える圧力のキャピラリーレオメータ用の熔融圧力変換器における水銀	EUで審議中(Cat.9)	審議結果を受け今後決定(Cat.9)